三　天井面構成部材（天井板を除く。）にはＪＩＳ　Ａ六五一七（建築用鋼製下地（壁・天井）―二〇一〇に定める天井下地材の規定に適合するもの又はこれと同等以上の剛性及び強度を有するものを用いること。

四　吊り材は、埋込みインサートを用いた接合、ボルト接合その他これらに類する接合方法により構造耐力上主要な部分等に緊結すること。

五　吊り材は、天井面構成部材を鉛直方向に支持し、かつ、天井面の面積が一平方メートル当たりの平均本数を一本以上とし、釣合い良く配置しなければならない。

六　天井面は水平とすること。

七　吊り長さは、一・五メートル（吊り材の共振を有効に防止する補剛材等を設けた場合にあっては、三メートル）以下とすること。

八　天井面の長さは、張り間方向及び桁行方向それぞれについて、次の式によって計算した数値（当該計算した数値が二十メートル以上となる場合にあっては、二十メートル）以下とすること。

式	
$L_{max}=P_a/(k\cdot w)$	

この式において、L_{max}、P_a、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L_{max}　天井面の長さ（単位　メートル）

P_a　次に定める式によって計算した天井面の幅一メートル当たりの許容耐力

$P_a=P_{cr}\cdot R_{HL}\cdot R_o/1.5$

この式において、P_{cr}、R_{HL}及びR_oは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_{cr}　加力試験により求めた天井面の幅一メートル当たりの損傷耐力

R_{HL}　試験体の吊り長さを設計吊り長さで除した値を二乗した値（一・〇を超える場合にあっては、一・〇）

R_o　幅開口率（天井に設ける開口部（天井下地材を切り欠いたものに限る。）を加力方向に水平投影した長さの合計のその天井の幅に対する割合をいう。以下同じ。）に応じて次の表に掲げる低減率

幅開口率	低減率
二十パーセント未満	一・〇
二十パーセント以上五十パーセント未満	$(100-W_o)/80$
五十パーセント以上	〇

この表において、W_oは幅開口率（単位　パーセント）を表すものとする。

k　天井を設ける階に応じて次の表に掲げる水平震度

天井を設ける階	水平震度
㈠　0.3（$2N+1$）を超えない整数に一を加えた階から最上階までの階	$3.0r$
㈡　㈠及び㈢以外の階	$1.7r$
㈢　0.11（$2N+1$）を超えない整数の階から最下階までの階	〇・七

この表において、N及びrは、それぞれ次の数値を表すものとする。

N　地上部分の階数

r　次に定める式によって計算した数値

$$r=\min\left(\frac{1+0.125\ (N-1)}{1.5},\ 1.0\right)$$

w　天井面構成部材並びに天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの単位面積重量（単位　一平方メートルにつきキロニュートン）

九　天井面の周囲には、壁等を天井面の端部との間に隙間が生じないように設けること。この場合において、天井面構成部材並びに天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの単位面積重量に、天井を設ける階に応じて前号の表に掲げる水平震度以上の数値を乗じて得られた水平方向の地震力を壁等に加えた場合に、構造耐力上支障のある変形及び損傷が生じないことを確かめること。

十　天井面を貫通して地震時に天井面と一体的に振動しないおそれのある部分が設けられている場合にあっては、天井面と当該部分との間に、五センチメートル（当該部分が柱である場合にあっては、二・五センチメートル）以上の隙間を設けること。

十一　斜め部材を設けないこと。

十二　屋外に面しないものとすること。

第三第一項として次の一項を加える。

特定天井の構造方法は、次の各項のいずれかに定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

（プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部改正）

第二条　次に掲げる告示の規定中「第三第一項」を「第三第二項若しくは第三項」に、「第三第二項第一号」を「第三第四項第一号」に改める。

一　プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）第十八第六号ロ

二　損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十七号）第十一第二号

三　エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百三十一号）第八第二号

（免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第三条　免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）の一部を次のように改正する。

第六第三項第八号イからニまで以外の部分中「第三第一項に」を「第三第二項に」に、「同告示第三第一項第九号」を「同項第九号」に、「又は」を「、同告示第三第三項に定める基準（この場合において、同項第八号の表中のkは、天井を設ける階にかかわらず、〇・七以上とすることができる。）に適合するもの又は」に改める。